

議案第 9 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

災害応急作業等手当に係る対象者及び対象作業の見直しを行うため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 446 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「羽曳野市地域防災計画に基づく災害対策要員として勤務を命じられた職員(市長が定める職員を除く。)」を「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、職員」に改め、「災害に係る」の次に「巡回監視作業、」を、「作業を除く。)」の次に「、避難所運営等の作業及び罹災証明に係る家屋調査作業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第 10 条 災害応急作業等手当は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、職員が、当該災害に係る巡回監視作業、応急作業等(前条第 1 項各号に掲げる作業を除く。)、避難所運営等の作業及び罹災証明に係る家屋調査作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第 10 条 災害応急作業等手当は、<u>羽曳野市地域防災計画に基づく災害対策要員として勤務を命じられた職員(市長が定める職員を除く。)</u>が、当該災害に係る応急作業等(前条第 1 項各号に掲げる作業を除く。)に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>以下省略</p>